

概要版

山田町都市計画 マスタープラン



2021 年（令和3年）3月

山 田 町

1 計画の位置付け

〈改訂の目的と視点〉

本町では、平成10年3月に都市計画法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として山田町都市計画マスタープランを策定しました。

計画策定から目標年次となる20年が経過し、東日本大震災による甚大な被害と現在までの復旧・復興の取組、そして我が国全体を取り巻く社会経済状況の変化により、町の現状・課題だけでなく、目指すべき将来像も大きく変わっています。

このような状況を踏まえ、今後本町が目指す新たな都市の姿を町民、事業者をはじめ多くの関係者と共有するため、山田町都市計画マスタープランの改訂を行うこととしました。今回の改訂にあたっては、今後も一定の人口減少が進むことを前提としつつ、復興事業を通じて急速に整備した既存ストックを有効活用することで、将来にわたって持続可能な都市を目指す必要があります。このため、今回の改訂では、従来の整備・拡大型の都市づくりの考え方から脱却し、住民の暮らしやすさを重視したまちづくりの考え方に立脚して、今後の各種方策の展開の方向性を検討していくこととします。

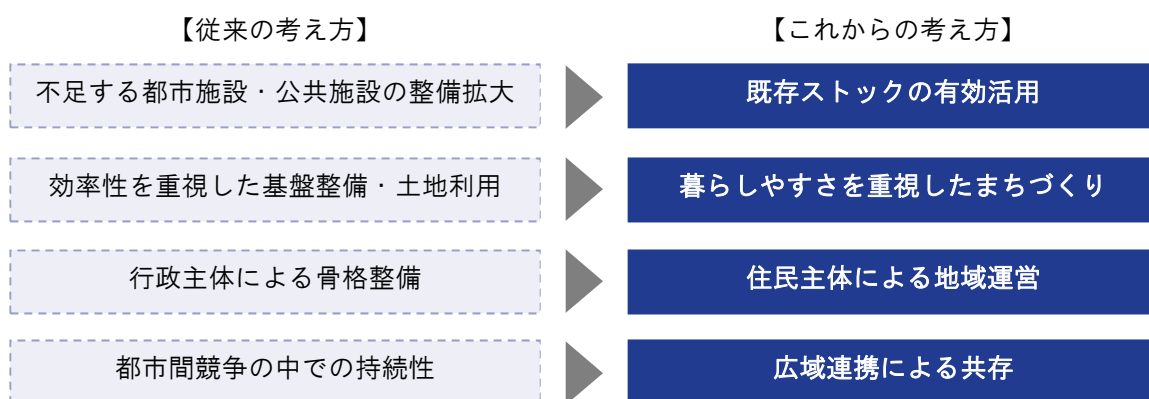


図 都市計画マスタープラン改訂の視点

都市計画マスタープランとは、都市計画法第 18 条の 2 に定められた「市町村の都市計画に関する基本方針」であり、都市計画区域を有する市町村は策定を求められています。

② 都市計画マスタープランの位置付け

山田町都市計画マスタープランは、この総合計画で掲げる様々な施策のうち、都市計画分野における具体的取組みを明らかにするとともに、関連する分野の計画とも連携を取りながら、長期的な視点に立ってまちづくりの方針を定めるものです。

岩手県の計画

岩手県総合計画

山田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（山田都市計画区域マスタープラン）

都市計画決定（県）

都市計画区域区域区分

山田町が定める計画

山田町総合計画（第9次長期計画）

山田町国土強靱化地域計画

山田町地域防災計画

都市分野の計画

山田町都市計画マスタープラン

都市計画決定（町）

土地利用

都市施設市街地開発

規制・誘導

事業化

個別の事業

山田町人口ビジョン

山田町まち・ひと・しごと創生総合戦略

山田町地域公共交通網形成計画

山田町公共施設等総合管理計画

山田町まちなか再生計画

山田町観光復興ビジョン“山田プライド”

山田町環境基本計画 …

連携調整

即する

整合

連携調整

即する

踏まえる

連携整合

整合・調和

関連する主な計画等

国土強靱化の指針

図 都市計画マスタープランの位置付け

山田町都市計画マスタープランは、長期的な観点から目指すべき将来の都市の姿を描く計画であるため、その目標期間は「概ね 20 年後」とし、目標年次を「令和 22 年度（2040 年度）」と設定します。

2 全体構想

〈都市づくりの目標と将来都市構造〉

① 都市づくりの目標と基本構想

町は現在までの都市づくりの中で地形的な特性や歴史的な沿革等により多様な特徴をもった地域が形成されています。このため、都市機能が集積している中心市街地のみならず、それぞれの地域にも生活利便施設が集積しており、地域の拠点的な役割を果たしています。

このような状況を踏まえ、本町のこれからのまちづくりは、各地域における既存ストックを活かし、都市機能の集積拠点と生活拠点の形成を進めながら拠点間の連携を図ることで、コンパクト+ネットワークの都市づくりを目指します。また、本町を取り巻く様々な課題に対して、経済・社会・環境の三側面から統合的に取り組み、持続可能な都市づくりを目指す必要があります。

都市計画マスタープランでは、山田町総合計画（第9次長期計画）で掲げた町全体の基本目標の実現に向けて、様々な都市づくりを進めることとし、本町の都市計画が目指す目標と、これからの都市づくりの基本的な方針を以下のように設定します。

■都市づくりの目標

「個性豊かに ひとが輝き まちが潤う 山田町」

～ 豊かな地域資源を活かし、賑わいの創出と地域の交流と連携を促進する
コンパクトで持続可能な都市づくり ～

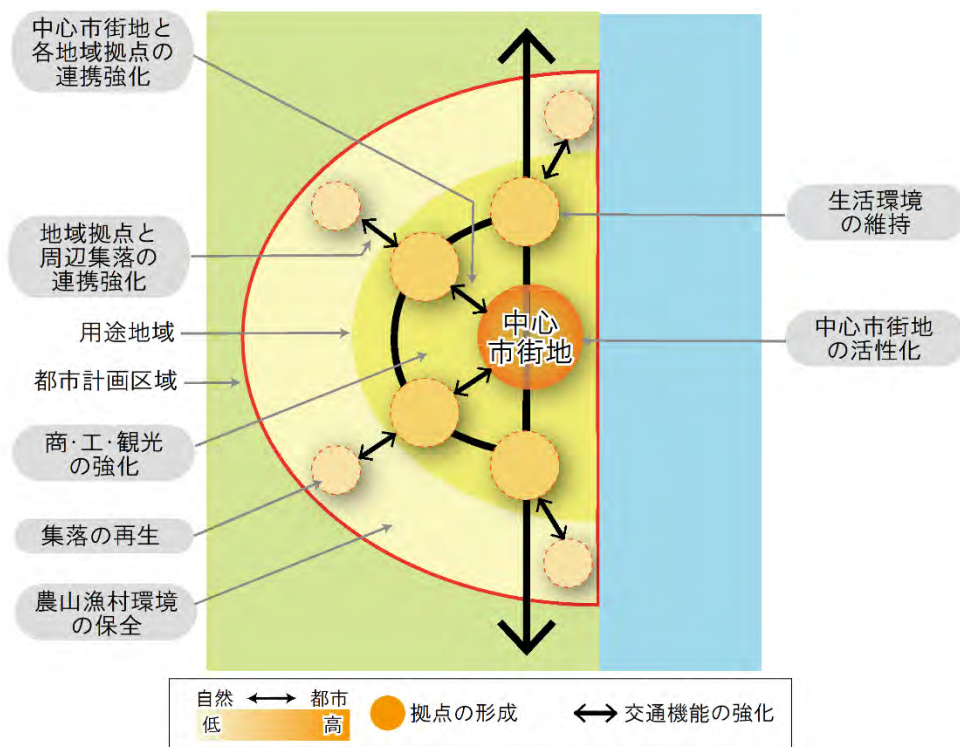


図 山田町が目指すコンパクト+ネットワークの都市づくり

■都市づくりの基本方針

基本方針1 豊かな自然と調和・共生する美しい都市づくり

⇒山田湾・船越湾及び周囲の山々の豊かな自然を守り育てるとともに、市街地・集落と海や山が一体となった美しい都市をつくる。

基本方針2 安全性・快適性・利便性を備え暮らしやすい都市づくり

⇒自然災害や交通事故等に対する安全性、居住地や公共空間における快適性、移動も含めた生活面での利便性が将来にわたって確保される持続可能な地域社会をつくる。

基本方針3 既存ストックを有効活用したコンパクトな都市づくり

⇒人々の努力と多くの財源をもとに培ってきた基盤施設や公共施設を有効活用し、人口減少が進む中でも効率的に運営できるコンパクトな都市づくりを進める。

基本方針4 連携・交流を通じて多様な産業を育む都市づくり

⇒広域的な連携と町内の連携を通じて多くの人々が交流する中から、水産業、農林業、商工業、観光業等の多様な産業が活発に展開する都市をつくる。

基本方針5 各地区の特性や魅力を引き出す都市づくり

⇒地区のまちづくりに主体的に参画する住民を拡大し、自分たちが暮らす地区の特性や魅力を自らの手で守り育てる都市をつくる。

② 将来の目標人口

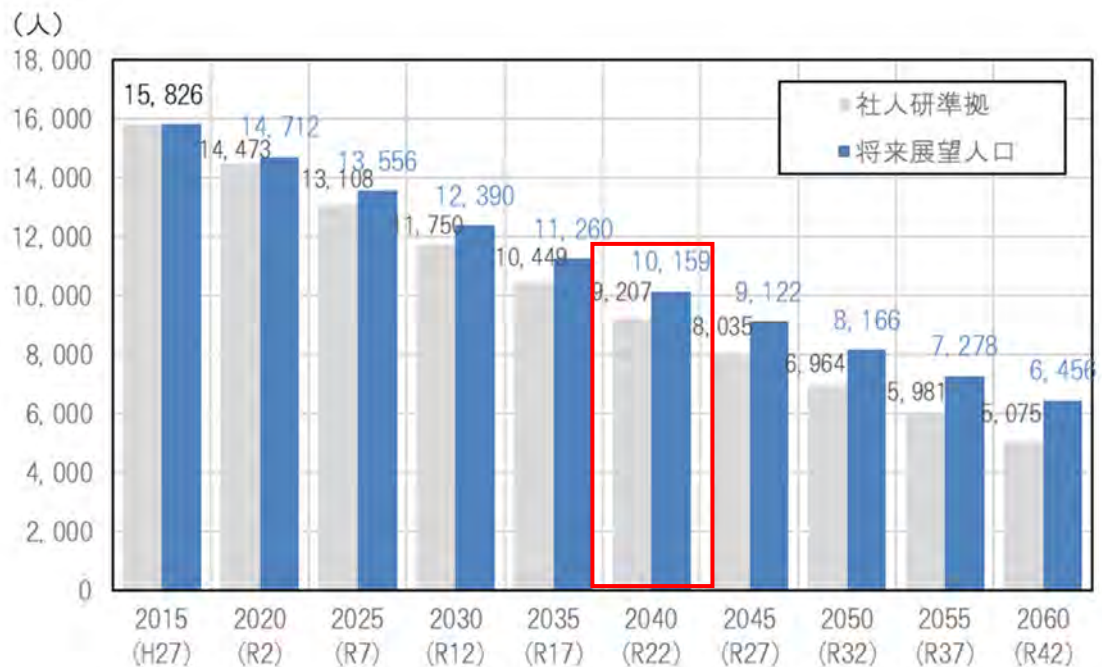
将来人口は、都市整備を検討する上での大きな要因及び条件となります。都市計画マスタープランでは、上位計画である山田町総合計画（第9次長期計画）の「第3編 人口ビジョン」による人口の将来展望の値を将来の目標人口とします。

都市計画マスタープランの最終目標年次である2040（令和22）年の推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所の平成30年推計値は9,207人です。

一方で、人口ビジョンにおける2040（令和22）年の将来展望は、若い世代のリターンや移住定住の促進と出生率の向上により、10,200人程度まで回復させる、とされています。

これらのことから、山田町都市計画マスタープランにおける2040（令和22）の目標人口を10,200人程度と想定します。

2040(令和22)年目標人口：10,200人

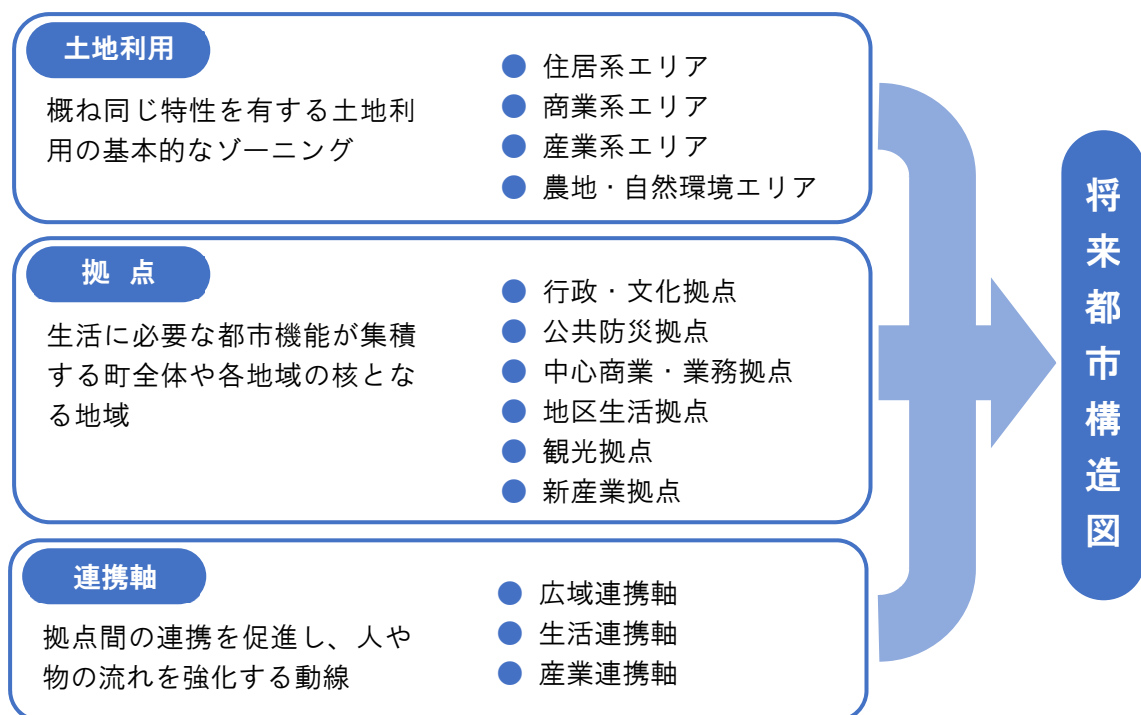


出典：山田町総合計画（第9次長期計画）

図 人口の将来展望

③ まちの将来都市構造

基本方針に基づいたまちづくりを推進するために、骨格的な『土地利用』、都市の核となる『拠点』、各拠点を連携するネットワークとなる『連携軸』を設定します。



● 『土地利用』の配置・形成

海から山に向かって段階的に変化をつける土地利用配置を基本とし、山田湾及び船越湾に面した沿岸部周辺には、水産業を中心とする工場・事業所が集積する産業系エリアを形成し、その背後地の陸中山田駅から国道45号周辺を中心に店舗や飲食・宿泊施設等が集積する商業系エリアを形成します。

これら産業系及び商業系エリアの背後地である、津波に対して安全な高さを持つエリアに住居系エリアを形成します。

市街地周辺の山林や農地については、今後も良好な環境を保全することを基本とし、無秩序な市街地の拡散を防止するように務めます。



図 土地利用配置のイメージ

● 拠点の配置・形成

市街地及び集落が点在する本町の特性を踏まえ、住民の日常生活に必要な商業・業務施設や公共公益施設等が集積する拠点を各地区に配置・形成します。特に、中心市街地の山田地区には、行政・文化拠点、中心商業・業務拠点、公共防災拠点を配置し、各地区に配置する地区生活拠点とも連携を図りつつ、町全体に対して効率的なサービス提供を図ります。

また、三陸沿岸道路の山田 IC 周辺には新産業拠点を配置し、町内外の事業者の立地動向や開発需要を見据えつつ、計画的な産業系土地利用の集積を推進します。その他、新たに道の駅を開設する柳沢北浜地区、海水浴場や各種レジャー施設が集積する浦の浜周辺、及びオランダ島には観光拠点を配置します。

表 拠点の配置・形成方針

区分		拠点の配置・形成方針
拠点	行政・文化拠点	●町役場、保健センター、中央公民館・中央コミュニティセンター周辺 →町全体で利用する各種行政機能が集積する町の中心的な拠点とします。 →現在の主要公共施設に加えて県立病院跡地（八幡町）の活用も検討し、行政サービス、文化・交流、医療・福祉等の都市機能の集積を図ります。
	公共防災拠点	●県立山田病院、山田消防署、山田交番周辺 →被災時に町の災害応急活動の中核となる防災拠点とするとともに、平時においては町内の救急・医療活動の中核となる拠点とします。 →迅速かつ効果的に応急・復旧を実施するための活動拠点として機能確保を図ります。
	中心商業・業務拠点	●陸中山田駅から国道 45 号周辺 →鉄道と国道によるアクセス性を活かし、町内外から買物客や観光客を呼び込む町の中心的な商業・業務拠点とします。 →商業・業務施設、飲食・観光施設、その他各種サービス施設の集積により、町の中心市街地活性化を牽引する空間づくりを図ります。
	地区生活拠点	●大沢地区、柳沢北浜地区、織笠地区、船越地区 →中心商業・業務拠点と連携しつつ、各地区の生活を支える都市機能を集積する拠点とします。 →地域の特性に応じて、商業・業務施設や公共施設等の集約を図ります。
	観光拠点	●新・道の駅（前県立病院跡地）、浦の浜周辺、オランダ島など →観光を通じて町内の交流・滞在人口増大を図るための拠点とします。 →各地区又は施設の特性に応じた観光レクリエーション機能の向上を図ります。
	新産業拠点	●山田 IC 周辺 →三陸沿岸道路による広域的なアクセス性と本町の基幹産業である水産業や製造加工業の集積を活かし、新たな産業施設の受け皿となる拠点を形成します。

● 連携軸の配置・形成

点在する市街地及び集落を結びつけるネットワークを強化することにより、各地区の特性を生かしつつ、一体の都市として連携しあう都市構造の確立を目指します。

周辺都市間を結ぶ三陸沿岸道路を広域連携軸、高台道路を中心に各地区を結ぶ道路を生活連携軸、産業系エリアを結ぶ国道 45 号等を産業連携軸とし、これら連携軸に沿って各種土地利用や都市機能の集積を図ります。

表 連携軸の配置・形成方針

区分		連携軸の配置・形成方針
連携軸	広域連携軸	●三陸沿岸道路 →周辺都市間との観光・交流、防災・医療、行政サービスなど多様な広域連携を創出する連携軸とします。
	生活連携軸	●細浦・柳沢線、重茂半島線、浦の浜・田の浜線等 →各地区の拠点間を結ぶ連携軸とし、安全で利便性の高いネットワークとして維持・充実を図ります。
	産業連携軸	●国道 45 号等 →各漁港や産業系エリア、新産業拠点を結ぶ連携軸とし、この軸上を中心として産業集積の促進を図ります。



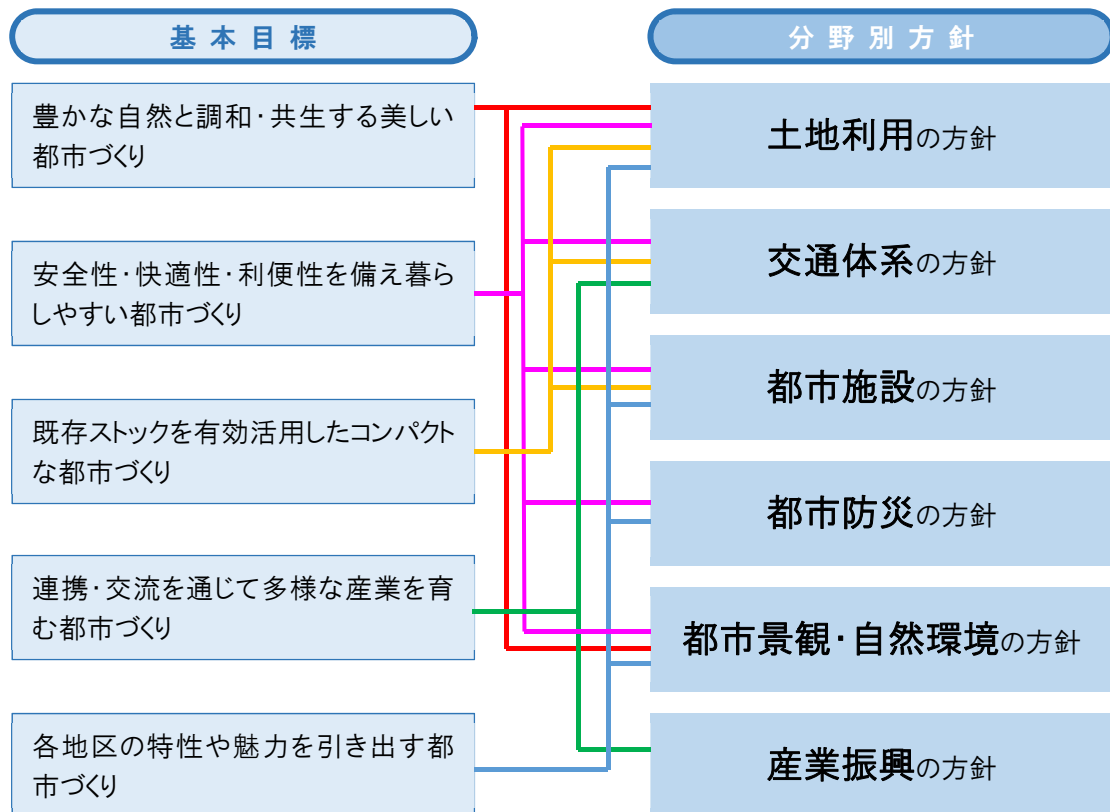
図 将来都市構造図

〈都市づくりの方針〉

山田町の課題を解決し、都市づくりの目標を実現させるための今後の方針を都市づくりの6つの分野別に定めます。

表 分野別の方針に定める6つの分野の概要

分 野	概 要
土地利用	各地区の特性を踏まえバランスの取れた市街地の形成に向けて必要な事項を示します。
交通体系	連携・交流を支える道路ネットワークや公共交通サービスのあり方について必要な事項を示します。
都市施設	公共公益施設の適正な配置や社会基盤施設の効率的な維持管理のあり方について必要な事項を示します。
都市防災	地震、津波、火災、河川氾濫、土砂流出などの自然災害に備えて、必要な対策のあり方を示します。
都市景観・自然環境	復興事業により整備された市街地の良好な都市景観や豊かな自然環境の保全のあり方を示します。
産業振興	漁業・水産加工業、農林業、商工業、観光業などの産業振興のあり方を示します。



① 土地利用の基本方針

〔基本的な考え方〕

1 コンパクトで暮らしやすい市街地の形成

- 各地区の特性を踏まえ、住宅系・商業系・産業系の土地利用をバランス良く配置することで、日常生活と密着する就業や買い物等の場が身近な場所に確保されたコンパクトな市街地を形成します。
- 商業系エリアには、中心市街地における都市機能の集積、地区生活拠点における生活サービス機能の集積を図ります。陸中山田駅周辺の中心市街地は、商業・業務機能の集積とあわせ、まちなか居住の推進や公共交通の充実など、賑わいのある快適な空間を形成します。大沢地区、織笠地区、船越地区に配置する地区生活拠点では、日常的な買い物や生活サービスが受けられる施設などを適切に配置することにより身近な賑わい空間を形成します。
- 産業系エリアには、多様な産業を育む土地利用の推進を進めます。既存産業地の保全・活用を図るとともに、更なる都市活力の向上、働く場の創出などの観点から、新たな産業用地の確保を検討します。

2 住宅需要や地域特性に対応した住宅地づくり

- 住居系エリアには、日常生活の快適性・利便性を考慮するとともに、防災性の高い安心で安全な住宅地の形成を促進します。
- 子育て世代や高齢者などライフステージの多様化に対応した宅地需要に対応するため、民間事業者との連携のもと、多様な住宅・住宅地の供給を目指します。

3 豊かな自然等と調和した適正な土地利用

- 自然環境や地域資源との調和を図るため、適正な土地利用の規制と誘導を図ります。
- 用途地域が指定されていない白地地域においては、農地や山林など自然地の保全を基本とした無秩序な市街化の抑制に努めます。

4 防災集団移転元地の有効活用の促進

- 防災集団移転促進事業により町有地となった移転元地は、災害危険区域の指定による居住制限を継続していくとともに、その土地利用の具体的ニーズの把握に努め、産業系土地利用や自然的土地利用などによる利活用について検討を進めます。

5 山田ⅠC周辺の産業集積の検討

- 三陸沿岸道路の山田ⅠC周辺では、広域物流機能を活かした工業や物流業等の企業の立地・誘導を図るため、町内外の事業者の立地動向や開発需要を見据えつつ、計画的な産業系土地利用の集積を検討します。

6 将来の見通しや地域の実情を踏まえた都市計画の見直し

- 現状の土地利用と都市計画で想定している土地利用配置に相違がある地域は、将来にわたって現状の土地利用を維持する必要がある場合には、当該地域に合った適正な都市計画の見直しを検討します。



図 土地利用配置方針図

② 交通体系の基本方針

〔基本的な考え方〕

1 都市活動と産業活動を支える道路網の形成

- 三陸沿岸道路と連携し、市街地内に発生集中する自動車交通を適切に処理し、安全で快適な都市活動と活発な産業活動を支える道路網を整備します。
- 災害時の物資の緊急輸送や救援・救護のため、三陸沿岸道路への乗り入れが可能となる防災避難インターチェンジの配置について要望します。
- 今後の少子高齢化に伴う交通環境の変化を見据えながら、現在未着手の都市計画道路については、道路の必要性を検証し、見直しを検討します。

2 人と環境にやさしい交通体系の構築

- 「山田町地域公共交通網形成計画」に基づき、まちの創生を力強く進めるため、新しい公共交通網の構築、多様な交通手段の活用による交通サービスの最適化、公共交通の利用促進策の充実を図ります。
- いつまでも安心して暮らせる環境を実現するため、誰にでもやさしい公共交通の実現を図ります。国道 45 号を運行する広域路線バスや町内の各地区を結ぶ町内路線バスの維持を図るとともに、国道 45 号、細浦・柳沢線及び陸中山田駅を 8 の字で循環する「まちなか循環バス」の試行運行を踏まえ、本格運行について検討します。
- 陸中山田駅周辺では、交通拠点の賑わいをつくるため、交通結節点における鉄道、バス、自動車などの乗り継ぎ利便性の向上を図ります。

3 生活道路の安全性及びバリアフリー機能の確保

- 通勤通学路をはじめとする生活道路については、交通事故防止及び防犯面での安全性の強化や冬季の通行機能の確保等を図ります。
- 中心市街地周辺では、歩行者の安全性を確保するため、歩道のバリアフリー化（段差解消、点字ブロックの設置など）を検討します。



図 道路網配置方針図

③ 都市施設の基本方針

〔基本的な考え方〕

1 町の魅力を高める公園緑地の整備

1) 河川

- 河岸や海岸周辺については、良好な水辺を保全するとともに自然景観や親水性を考慮した水辺環境の整備を進めます。
- 中心市街地・業務地に隣接して整備された中央公園及び浦の浜周辺の船越公園、海水浴場を活用して、本町の顔となる空間形成を行います。

2) 公園緑地

- 中心市街地や大規模な住宅団地に隣接した公園については、健康遊具を設置するなど子供から高齢者まで健康増進や憩いの場としての整備を図ります。
- 地域の公園については、地区のコミュニティの中心となるよう親しみのある公園づくりに努めます。
- 復興事業により整備された公園については、災害時の避難場所としての活用を図ります。
- 各地区に整備された公園緑地については、地区のコミュニティの中心となるよう、住民による維持管理が行われ、住民の要望に応じた使い方ができるような親しみのある公園の活用方を検討します。また、計画的な施設の保全・更新を行い、公園施設の長寿命化を図ります。
- 柳沢北浜地区土地区画整理事業区域内の都市計画公園については、住民の憩いやレクリエーションの空間としての機能を保全するため、公園事業の推進を図ります。
- 東日本大震災では、町民総合運動公園は救援・救護の拠点として、また船越公園は災害廃棄物置き場として活用され、山田町の復旧・復興にとって極めて重要な役割を果たしました。この教訓を踏まえ、公園・緑地の整備にあたっては、必要に応じて防災備品の備蓄などを行います。

2 安定した供給処理施設の整備

1) 上水道

- 安全で良質な上水道を安定して供給するため、水質検査を通じた安全性確認に努めながら老朽化した配水管の計画的、効率的な改修・更新を進めます。

2) 下水道

- 養殖業が行われている山田湾の良好な水質を保全するために、污水处理施設で集合処理を行う処理方式を維持する必要があります。
- 山田処理区においては公共下水道の整備を進めるとともに、大沢地区においてもストックマネジメント計画に沿って計画的に機器を更新するなど既存施設の適切な維持・更新を図っています。船越地区についても同様にストックマネジメント計画の策定を検討していきます。
- 下水道処理区以外の区域においては、今後も合併処理浄化槽の整備・普及を進めていきます。

3 町全体を対象とする公共公益拠点の形成と防災機能を有する地区拠点の形成

1) 行政施設・交流施設等

- 町役場周辺及び中心市街地においては、町全体への公共サービスを提供する主要な行政施設や交流施設の集積を図り、周辺の商業業務施設と一体となった利便性の高い公共公益施設拠点を形成します。

2) コミュニティセンター、集会所等

- 避難所に指定されているコミュニティセンター等については、地区住民による日常的な利用のほか、災害時には必要最低限の電力供給も可能な防災拠点として整備を進めます。
- 高台住宅地や嵩上げ市街地における人口集積の状況を踏まえ、コミュニティ活動に利用できる集会所を各地区に配置します。

4 公共公益施設の総合的かつ計画的な維持管理

- 「山田町公共施設等総合管理計画」に基づき、供給量の適正化、既存施設の有効活用並びに効率的な管理及び運営の視点に立脚して、総合的かつ計画的な維持管理を図ります。

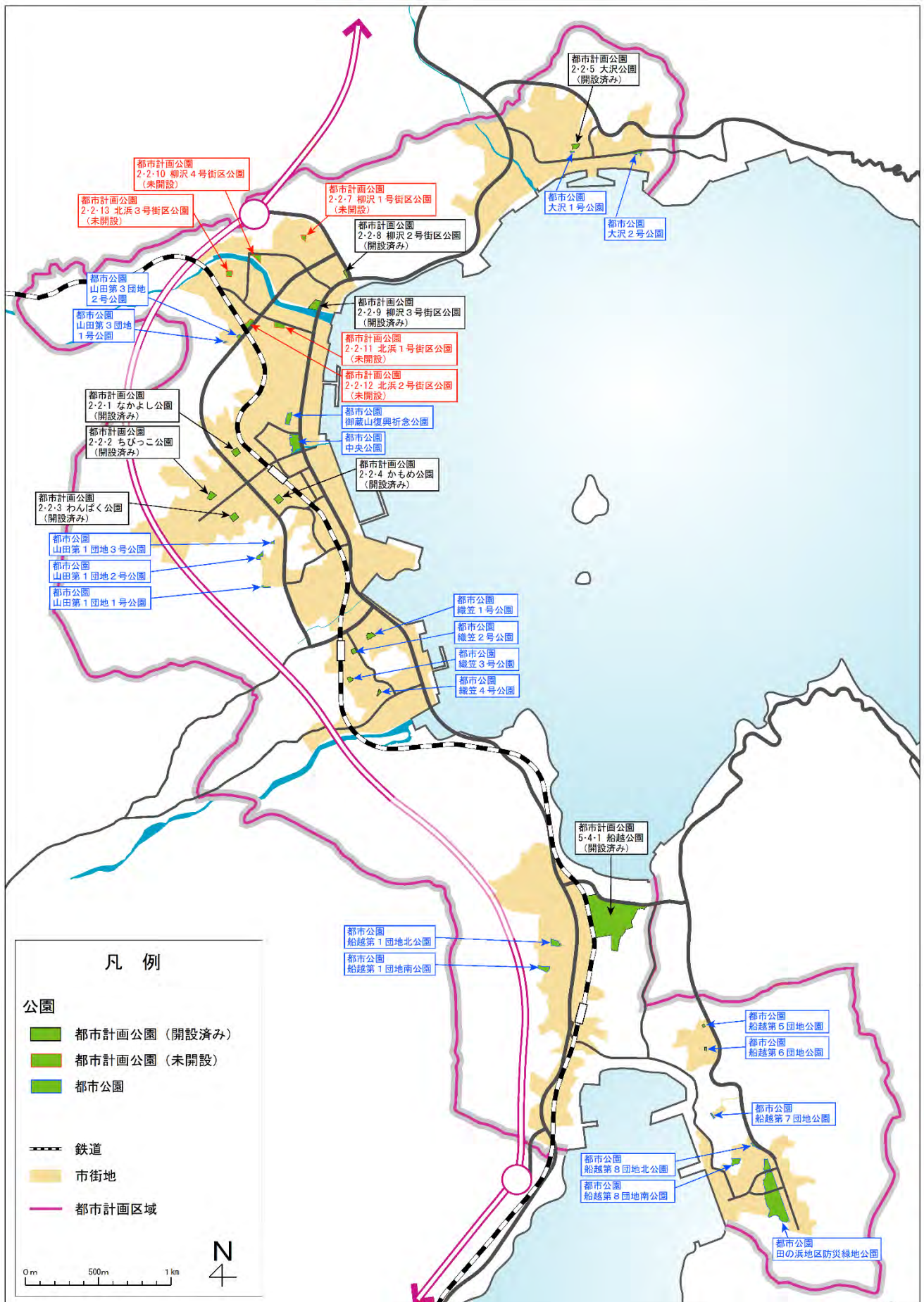


図 公園配置方針図

④ 都市防災の基本方針

〔基本的な考え方〕

東日本大震災の教訓を活かし、被害を未然に防ぐ防災対策や、災害が発生した場合であっても被害を最小限に抑える減災対策、速やかな応急対策などを組み合わせることにより、災害に強いまちづくりを進めます。

1 災害リスクを軽減する事前の取り組み

地震・津波・水害・火災等の災害から町民の生命や財産を守り、災害発生危険性や災害発生後の被害を減らすために、津波対策、治山・治水対策、土地利用や建築の指導、基盤施設の防災性向上など、災害リスクを軽減するための事前の取り組みを進めます。

（建築物の耐震化・不燃化の促進）

- 安全な避難を支えるため、避難地や避難路周辺の建築物の耐震化を促進することにより、倒壊リスクの増大を未然に防止するように努めます。
- 多くの人が集まる中心市街地では、火災による延焼の拡大を防ぐため、公園・緑地や空き家撤去後の跡地などのオープンスペースを確保するとともに、防火・準防火地域の指定を検討します。
- 空き家等については、地震や火災などの災害時に倒壊し避難経路をふさぐ可能性があるほか、防火上危険な不動産とならないよう「山田町空き家等対策計画」に基づき発生抑止や適正な維持管理等を促進します。

（災害リスクの高い地域への建築抑制）

- 津波、洪水による浸水リスク、または土砂災害リスクが高いエリアにおいては、災害危険区域や土砂災害特別警戒区域の指定による建築制限を実施します。

（河川の適正な維持管理）

- 災害の発生防止等の観点から、河川の有する多面的な機能を十分発揮できるよう、堤防・護岸の維持管理に努めます。県管理河川については、適正な管理を県に働きかけます。

（ハザードマップ、津波避難計画の策定）

- 地震、津波、水害、土砂災害等の各種災害に対応したハザードマップを作成し避難場所や避難経路を住民へ周知することにより被害の軽減を図ります。
- 住民の円滑かつ安全な避難の確保のため、県による津波シミュレーションによる浸水想定区域を踏まえた津波避難計画を作成し、津波による人的被害の軽減を図ります。

（防災活動体制の構築）

- 災害発生時の迅速な対応に向け、他の自治体や関係機関との連絡体制を強化するとともに、避難体制の整備や防災情報の連絡強化を図ります。また、来訪客についても、安全・安心・快適に滞在できるよう、災害発生時などに的確な情報提供を行います。

（復興まちづくりのための事前準備の検討）

- 今後、発生が想定されている日本海溝・千島海溝沿いの地震に備えて、平時から災害が発生した際のことを想定し、廃棄物の仮置き場の確保や避難所の設置方針など復興に資するソフト的対策等を事前に準備する必要があります。

2 災害が起きても安全が確保されるまちづくり

地震、津波、水害、火災等の自然災害が発生しても、町民の生命だけは守ることができるよう、災害の種類や様相に応じた避難路や避難場所・避難所の機能を高めます。

（避難経路の確保）

- 避難場所や避難所まで安全かつ迅速に避難できるよう、災害時には道路の通行安全の確認に努めます。
- 災害時に安全かつ迅速に避難できるように、避難誘導標識の整備を進めます。

（避難場所及び避難所の見直し）

- 地域防災計画に位置付けられた避難場所及び避難所に加え、復興関連事業による住宅団地では、避難人口に応じた避難場所の確保及び浸水や土砂災害など各種災害に応じた避難場所及び避難所の指定の見直しを行います。
- 本部及び支部に防災行政無線を設置し広域的な防災拠点と各地区における防災拠点との連携の強化を図ります。また、避難所や避難場所には備蓄拠点としての災害備蓄倉庫を整備するなど迅速に応急・復旧を進められる備えを進めます。
- 災害時における避難所への緊急支援物資等の効率的かつ確実な輸送を図るため、三陸沿岸道路の活用を図ります。

3 防災地域づくりの促進

（自助・共助・公助の連携による地域づくり）

- 自分自身や家族の命と財産を守るために自分や家族単位で防災に取り組む「自助」と、近所や地域の方々と助け合う「共助」を促し、「公助」として行政による施策・事業等を推進します。

表 主な取り組み

自 助	共 助	公 助
・ 食料、飲料水の備蓄 ・ 家具等の転倒、落下対策 ・ 自宅の耐震化 ・ 家族同士で安否確認手段の確保 ・ 避難経路の確認	・ 近所の助け合い ・ 自主防災活動への参加 ・ 地域の防災訓練 ・ 高齢者、障がい者の支援	・ 情報伝達手段の充実（防災行政無線など） ・ 避難所機能の充実 ・ 自助や共助への支援 ・ 防災対応（人命救助、復旧・復興など）

（防災意識の向上）

- 住民や事業者等の災害に対する意識を高め、地域における防災体制を促すことにより、「自助」「共助」「公助」が連携した高い防災力を備えた地域づくりを促進します。
- 防災意識の向上を図るため、地域と密着した実践的な避難訓練や防災訓練を実施するとともに、地域防災力を強化するため自主防災組織の結成の促進や活動の支援を推進します。



図 防災施設分布図

⑤ 都市景観・自然環境の基本方針

〔基本的な考え方〕

1 山田湾・船越湾及び周囲の山々の豊かな自然景観の保全

- 三陸復興国立公園に指定されている山田湾や船越湾といった水辺景観や、これらを取り囲む周囲の山並みの景観は、本町の自然景観の骨格として保全を図ります。
- 豊かな景観を次世代に引き継いでいくとともに、町民や訪れる人々が山田の魅力を感じ、心豊かに味わうことができる山田らしい景観づくりを進めます。
- 山田湾の眺望を確保するため、織笠防潮堤と国道45号との交差点付近に整備された展望広場の利活用を図ります。
- 三陸ジオパークのジオサイトに選定された場所では、環境や教育をテーマとした景観づくりを検討します。

2 人々を迎える魅力的な街並み景観の形成

- 本町の玄関口になる陸中山田駅舎、駅前広場、駅周辺の街並みについて、中心市街地における賑わいや交流する場にふさわしい景観の形成を検討します。
- 幹線道路は歩道部の植栽、舗装やサインの統一などの工夫を行いながら、街路景観の軸を形成します。
- 漁港や市場、祭事が行われる場所や神輿の経路などにおいては、地域住民と協働で地域の生活に根ざした賑わい空間の形成に努めます。
- 復興の願いを込めた記念碑の設置、災害の記憶を伝える景観、避難の目印となる景観づくりを検討します。

3 落ち着いたある住宅地景観の形成

- 戸建住宅を中心とした住宅地では、緑豊かで落ち着いたある景観形成を図ります。
- 新たに整備された住宅地などにおいては、ゆとりある公共空間の確保と、景観に配慮した良好な住環境を維持するため、住民との合意形成を図り、地区計画や建築協定などの導入を検討します。

4 町民、事業者、行政が協働で進める景観づくり

- 良好な景観形成を進めるためには、町民、事業者、行政が具体的な景観のイメージを共有し、その具現化を目指して努力していくことが大切です。このため、それぞれが役割分担をしながら地域の特性を活かした景観づくりを進めます。
- 景観を阻害する建築物や屋外広告物の規制など、良好な都市景観の創出に取り組むために、「景観行政団体」への移行を検討します。
- 景観計画の策定、都市計画法による景観地区、準景観地区の指定などの必要な方策を検討します。

⑥ 産業振興の基本方針

〔基本的な考え方〕

1 漁業・水産加工業の振興

- 本町の基幹産業である水産業については、山田湾及び船越湾周辺において「つくり育てる漁業」の推進を図り、新商品の開発やブランド化、漁業就業支援を進めていきます。

2 農林業の振興

- 市街地周辺の農地において農産物の消費拡大や付加価値を高めるため、農業生産基盤の整備と新規就農者や担い手を確保しやすい経営体制の構築などの農業づくりを進めていきます。
- 林業については、民有林の森林施業の集約化や町有林の有効活用が図られるよう、計画的に森林整備を進めます。

3 商工業の振興

- 中心市街地については、既存ストックの有効活用、維持管理・運営の必要性が高まっていることから、街並みの形成・維持や、地域防災活動、生活支援サービス等を行うエリアマネジメント推進組織への支援・協働を推進します。
- 三陸沿岸道路や宮古盛岡横断道路の整備により、交通インフラ環境が激変することから、物流の効率化・品質の向上を図り、地域の活性化につなげます。
- 三陸沿岸道路の山田IC周辺で広域物流機能を活かした工業や物流業等の新たな産業の可能性を検討します。

4 観光業の振興

- 「山田町観光復興ビジョン山田プライド」に基づき、「山田町らしい観光の姿を具現化し、発信する」、「観光と地域経済とのつながりを強化する」、「民間主体による取り組みと、官民・産業を超えた協働を推進する」という3つの基本戦略に沿った取り組みを推進します。
- 三陸沿岸道路の山田インターチェンジに近接した前県立山田病院跡地に「新・道の駅」を整備し、多くの観光客をもてなし、喜んでもらい、また来ていただく、そして地域の生産者・事業者も元気になる仕組みを検討します。

3 地域別構想

〈地域別まちづくりの方針〉

① 大沢地域

〔地域の課題〕

- **大沢本通線周辺における土地の有効活用**
 - ・大沢地区震災復興土地区画整理事業により整備された宅地における土地の有効活用が求められています。
- **防潮堤の背後地における水産関連用地の早期活用**
 - ・防潮堤外の漁港施設用地における水産加工施設の再建は進んでいますが、防潮堤の背後地に配置された水産関連用地の利活用が進んでいない状況にあります。
- **地域コミュニティの中心となるふるさとセンターの老朽化**
 - ・地域のコミュニティ形成の中心施設や災害時の主要な避難施設として位置付けられていますが、供用開始から約40年が経過し老朽化が著しく、耐震性や耐火性に課題がみられます。

〔地域が目指す目標〕

『海と共に豊かな暮らしを創造するまちづくり』

大沢地域は、漁業や水産加工業等の“なりわい”の場となる「海」と共に、復興事業で整備された新しい住宅地で豊かな暮らしを創造するまちづくりを目指します。

〔分野別のまちづくりの方針〕

1 土地利用の方針

- **復興した住宅地における居住環境の維持・保全**
 - ・大沢地区震災復興土地区画整理事業により整備された大沢本通線周辺の低層住宅地、及び漁業集落防災機能強化事業により整備された高台住宅地は、良好な住環境の維持・保全を図ります。
- **地域住民の日常生活を支える地域商業地の形成**
 - ・国道45号沿道（大沢川周辺）は「地域商業地」として位置付け、地域住民の日常生活を支える商業・業務、生活サービスなどの施設を誘導します。この地域商業地周辺には「住商複合地」を配置し、住宅と商業・業務施設が適度に混在した利便性の高い住宅系市街地を形成します。
- **水産加工業の立地・誘導**
 - ・防潮堤外には「漁業施設用地」を配置し、漁業施設が立地するための用地を確保します。また、防潮堤の背後には、主に水産業関連施設を誘導する「水産関連施設用地」を配置します。



写真 大沢第1団地

2 交通体系の方針

● 便利で安心な道路網の構築

- ・国道 45 号については現況ルートを維持し、高台住宅地沿いの高台部にルートを変更した主要地方道重茂半島線を地域の幹線道路と位置付け、平時における地域住民の生活を支え、被災時における緊急車両の交通を確保します。
- ・地域内の主要生活道路（補助幹線道路）は、幹線道路と平行する形で低地部の大沢地区震災復興土地区画整理事業区域に配置し、低地部から高台に向かう避難道路として機能を確保します。



写真 高台にルートを変更した重茂半島線

● 公共交通の利用促進方策の検討

- ・地域住民の生活の足となる路線バスについては、高台住宅地へのバス運行及び路線バスの乗り継ぎ拠点としての整備について検討・調整を行います。

3 都市施設の方針

● 効率的な公共施設の維持更新と跡地活用の検討

- ・ふるさとセンター及び大沢川向コミュニティセンターは、地域のコミュニティ形成の中心施設、災害時の主要な避難施設として位置付けます。
- ・ふるさとセンターについては、供用開始から約 40 年経過し、老朽化が著しいことから、新たな施設として整備を検討します。
- ・消防署の跡地については、公共公益施設の必要性、商業業務施設の立地可能性等を考慮しながら有効な活用方策を検討します。



写真 大沢川向コミュニティセンター

● 親しみのある公園づくりの推進

- ・地域の公園については、地域の安らぎと憩いの場となるよう親しみのある公園づくりに努めます。

4 都市防災の方針

● 避難所の維持と避難路の確保

- ・現在、指定避難所となっているふるさとセンター、大沢川向コミュニティセンター、旧大沢小学校の防災機能を維持するとともに、低地部から避難場所までの安全な避難路の確保に努めます。

● 建築物の耐震化・不燃化の促進

- ・安全な避難を支えるため、避難所・避難場所や避難路周辺の建築物の耐震化・不燃化を促進することにより、倒壊リスク及び延焼拡大リスクの増大を未然に防止するように努めます。

● 河川の適正な維持管理

- ・大沢川の適正な維持管理について県に働きかけます。

5 都市景観・自然環境の方針

● 市街地景観の形成と親水空間の保全

- ・大沢本通線周辺の市街地は、宅地の緑化等の誘導により、地域の中心として緑にあふれた潤いのある市街地景観の形成を図ります。
- ・大沢漁港周辺の海岸景観、漁港景観の保全を図ります。

● 山田湾及び周囲の山々を見渡す眺望の確保

- ・三陸復興国立公園に指定されている山田湾の水辺景観や、これらを取り囲む周囲の山々を眺望する景観スポットの発掘を検討します。



写真 大沢第1団地から見た山田湾

6 産業振興の方針

● 水産加工業の振興

- ・大沢漁港周辺において、水産加工業の立地・誘導を図ります。



写真 大沢地域の鳥瞰

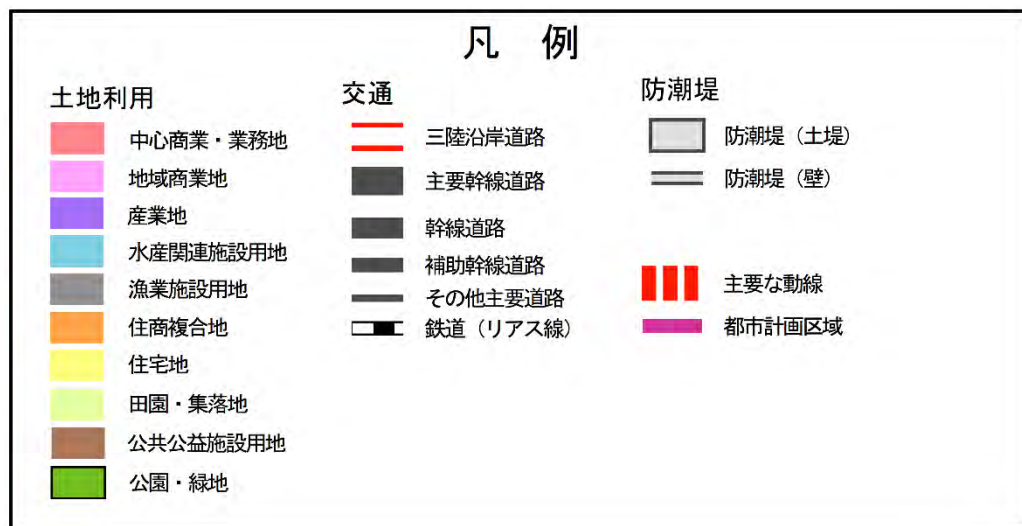
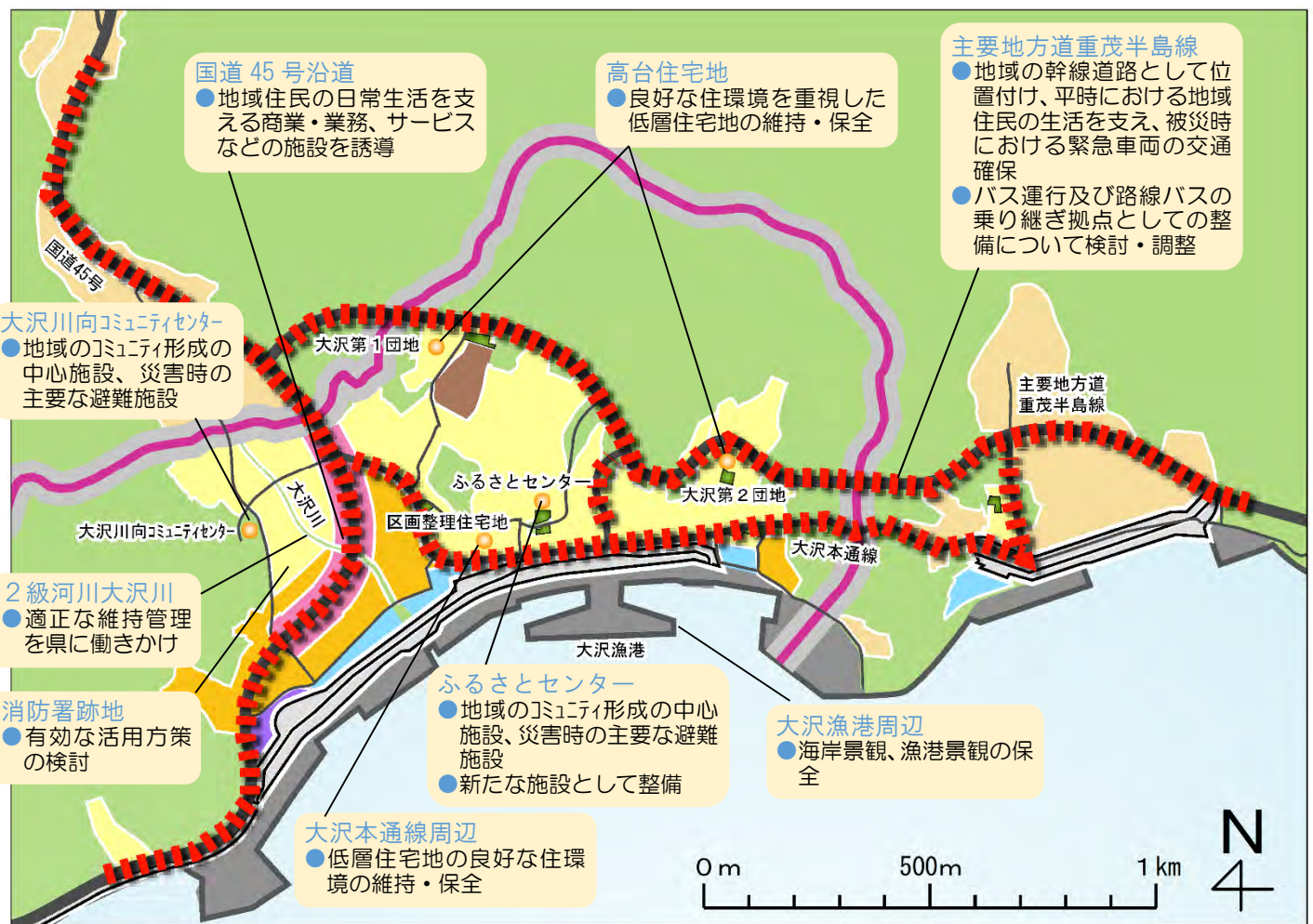


図 大沢地域のまちづくり方針図

② 山田地域

〔地域の課題〕

● 防集移転元地（町有地）の早期の利活用

- ・ 国道 45 号周辺に居住していた人は高台住宅団地等で再建しましたが、町有地となった防集移転元地は産業地としての利活用の促進が求められています。

● 中心市街地における賑わい創出の継続

- ・ 陸中山田駅周辺は津波復興拠点整備事業により商業・業務施設や交流施設などを集積し、ハード的な賑わい空間の形成が行われていますが、継続的に賑わいを創出していくためにはイベントの開催や来訪客の誘致などソフト的な対策を実施していく必要があります。

● 柳沢北浜地区土地区画整理事業区域内における土地利用の促進

- ・ 区域内の住宅等の立地が進んでいないため、地域の実情に応じた土地利用の見直しが必要となっています。

〔地域が目指す将来像〕

『職・住・遊がコンパクトに調和し
山田町の賑わいを創出するまちづくり』

山田地域は、中心部に行政・文化拠点、中心商業・業務拠点、公共防災拠点を配置し、産業・業務拠点の周辺には住宅地が立地しており、コンパクトな市街地を形成しています。陸中山田駅周辺には、中心市街地に相応しい商業・業務等の様々な施設を誘導して賑わいの創出を図ります。

〔分野別のまちづくりの方針〕

1 土地利用の方針

● コンパクトな中心商業・業務地の形成

- ・ 陸中山田駅周辺から国道 45 号沿道までの一帯を「中心商業・業務地」と位置付け、商業・業務、サービス、医療・福祉、宿泊、観光などの多様な施設を誘導し、町の中心市街地を形成します。
- ・ 陸中山田駅を中心とするエリアは、山田町の商業・業務拠点として位置付け、賑わいのある中心市街地の形成を図ります。



写真 中心市街地エリア

● 安全で利便性の良い住環境の維持

- ・ 中心商業業務地周辺には「住商複合地」を配置し、住宅と商業業務施設が適度に混在した利便性の高い住宅系市街地を形成します。
- ・ 商業・業務地及び産業地の背後地で浸水危険性のない区域には「一般住宅地」を配置し、住環境を重視した低中層住宅地の維持・保全を図ります。なお、津波被害を受けなかった既存の住宅地についても、現在の良好な住環境の維持を図っていきます。

- ・ 細浦・柳沢線沿いに整備された高台住宅地については、良好な住環境の維持・保全を図ります。
- ・ 柳沢地区の幹線道路沿道については、住宅の立地促進及び住民の生活利便性を向上させるため、生活利便施設等の立地ができる土地利用への見直しを検討します。

● 交通利便性の良さを活かした産業地の配置

- ・ 商業業務地以外の国道 45 号沿道には「産業地」を配置し、幹線道路沿道という立地特性を活かし沿道立地型の商業施設、流通施設、工業施設、倉庫などの立地を誘導します。

● 防災集団移転元地の有効活用促進

- ・ 防災集団移転促進事業により町有地となった移転元地の利活用を進めます。



写真 国道 45 号沿道の移転元地

2 交通体系の方針

● 安全な避難活動を支える道路網の構築

- ・ 地域の骨格となる国道 45 号については、主要幹線道路として位置付け、沿道利用の活性化を図ります。
- ・ 国道 45 号と細浦・柳沢線は、地域の幹線道路として位置付け、並行する 2 路線を結ぶように東西方向の区画道路を配置し、災害時の避難路の確保を図ります。
- ・ 都市計画道路北浜関谷線は、未整備区間の必要性を再検討します。

● 公共交通の利用促進方策の検討

- ・ 三陸鉄道リアス線については、学生や高齢者等の日常生活の足となることから、路線の継続的な運行を維持するため利用促進方策を検討します。
- ・ 路線バスについては、国道 45 号を運行する基幹バスルートに加え、町内の主要施設を経由する循環バスの利便性の向上及び利用促進の方策を検討します。
- ・ 陸中山田駅周辺では、交通拠点の賑わいをつくるため、交通結節点における鉄道、バス、自動車などの乗り継ぎ利便性の向上を図ります。



写真 リアス線誕生（陸中山田駅）

● 生活道路の安全性及びバリアフリー機能の確保

- ・ 中心市街地周辺では、歩行者の安全性を確保するため、歩道のバリアフリー化（段差解消、点字ブロックの設置など）を検討します。

3 都市施設の方針

● 中心市街地における観光・交流拠点の形成

- ・ 中心市街地では、共同店舗や戸建店舗のほか、町民のための交流促進施設、観光客のための観光物産施設の集積を図ります。

● 安全で利便性の高い公共防災拠点の整備

- ・ 県立山田病院、山田消防署周辺については公共防災拠点として位置付け、平時の交通利便性を高めるとともに、災害時における避難活動の確実性を確保します。



写真 公共防災拠点

● 都市計画公園の整備

- ・柳沢北浜地区土地区画整理事業区域内の5箇所の都市計画公園については、健康遊具を配置するなど子どもから高齢者まで健康増進や憩いの場として整備を図ります。

● 親しみのある公園づくりの推進

- ・地域の公園については、地域の安らぎと憩いの場となるよう親しみのある公園づくりに努めます。

● 地域コミュニティを形成する施設の機能向上

- ・町役場、中央公民館は町全体の拠点施設、山田小学校は地域のコミュニティ形成の中心施設及び災害時の主要な避難施設として位置付けます。
- ・山田中学校周辺については、文教エリアとして位置付け教育施設の集約を進めます。

● 地域医療体制の充実

- ・高齢化が進む中において安心して住み続けるため、地域医療の中核となる県立山田病院の診療体制の充実を図ります。



写真 県立山田病院

4 都市防災の方針

● 避難所の維持と避難路の確保

- ・現在、指定避難所となっている役場庁舎周辺、山田町まちなか交流センター、山田小学校の防災機能を維持するとともに、低地部から避難場所までの安全な避難路の確保に努めます。

● 河川の適正な維持管理

- ・2級河川関口川については、水位周知河川となっており、洪水・浸水想定区域図に基づく洪水ハザードマップの作成を検討し、適正な維持管理について県に働きかけます。

● 建築物の耐震化・不燃化の促進

- ・安全な避難を支えるため、避難地や避難路周辺の建築物の耐震化・不燃化を促進することにより、倒壊リスク及び延焼拡大リスクの増大を未然に防止するように努めます。
- ・多くの人が集まる中心市街地では、火災による延焼の拡大を防ぐため、公園・緑地や空き家撤去後の跡地などのオープンスペースを確保するとともに、防火・準防火地域の指定を検討します。
- ・空き家等については、地震や火災などの災害時に倒壊し避難経路をふさぐ可能性があるほか、防犯上危険な不動産とならないよう「山田町空家等対策計画」に基づき発生抑止や適正な維持管理等を促進します。

● 夜間照明施設の計画的な設置

- ・夜間における住民の安全な通行と犯罪の抑制を図るため、防犯灯や道路照明などの夜間照明施設の設置を計画的に進めます。

5 都市景観・自然環境の方針

● 山田湾及び周囲の山々を見渡す眺望の確保

- ・三陸復興国立公園に指定されている山田湾の水辺景観や、これらを取り囲む周囲の山々を眺望する景観スポットの発掘を検討します。

● 中心市街地における賑わいのある景観の形成

- ・陸中山田駅周辺の中心市街地は、商業施設や宅地の統一されたデザインや緑化等の誘導を図りながら山田町の中心としてのデザイン性の高い良好な市街地景観の形成を促進します。
- ・漁港や市場、祭事が行われる場所や経路などにおいては、地域住民と協働で地域の生活に根ざした賑わい空間の形成に努めます。
- ・御蔵山復興祈念公園については、災害の記憶と教訓を風化させることなく次世代に継承する場として利活用を図ります。

● 落ち着きのある住宅地景観の形成

- ・戸建住宅を中心とした住宅地では、緑豊かで落ち着きのある景観形成を図ります。
- ・ゆとりある公共空間の確保と、景観に配慮した良好な住環境を維持するため、住民との合意形成を図り、地区計画や建築協定などの導入を検討します。

● オランダ島の利活用

- ・本町のシンボルであるオランダ島では、マリンレジャーや無人島キャンプなど体験観光として利活用し、さらなる利用促進を図ります。



写真 御蔵山復興祈念公園

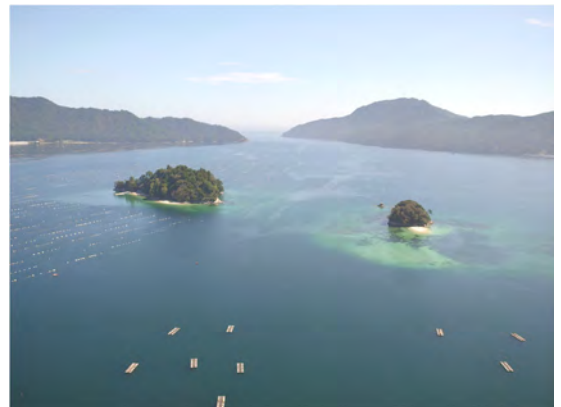


写真 オランダ島と小島

6 産業振興の方針

● 山田インターチェンジ周辺における新たな産業の可能性の検討

- ・ 三陸沿岸道路の山田インターチェンジに近接した前県立山田病院跡地に「新・道の駅」を整備し、多くの観光客をもてなし、喜んでもらい、また来ていただく、そして地域の生産者・事業者も元気になる仕組みを検討します。
- ・ 広域物流機能を活かした工業や物流業等の新たな産業の可能性を検討します。



鳥瞰パース 新・道の駅

● エリアマネジメント推進組織への支援・協働

- ・ 既存ストックの有効活用、維持管理・運営の必要性が高まっていることから、街並みの形成・維持や、地域防災活動、生活支援サービス等を行うエリアマネジメント推進組織への支援・協働を推進します。



写真 山田地域の鳥瞰



凡 例

土地利用 中心商業・業務地 地域商業地 産業地 水産関連施設用地 漁業施設用地 住商複合地 住宅地 田園・集落地 公共公益施設用地 公園・緑地	交通 三陸沿岸道路 主要幹線道路 幹線道路 補助幹線道路 その他主要道路 鉄道（リアス線）	防潮堤 防潮堤（土堤） 防潮堤（壁） 主要な動線 都市計画区域
--	---	---

図 山田地域のまちづくり方針図

③ 織笠地域

〔地域の課題〕

● 防集移転元地（町有地）の早期の利活用

- ・ 織笠川沿岸及び国道 45 号沿道の町有地となった防集移転元地は、産業地としての利活用の促進が求められています。

● 優良農地の維持・保全

- ・ 織笠川沿岸の農用地は、農産物の消費拡大を促進するため維持・保全を図る必要があります。

〔地域が目指す将来像〕

『まちと自然環境が調和した 住みよいまちづくり』

織笠地域は、住宅地と海・山・川といった自然が近接しており、まちと自然環境が調和した地域となっています。また、織笠漁港における漁業、織笠川周辺農地における農業、山間部における林業と身近な場所で 1 次産業が行われています。これらの自然環境と共生しながら住みよいまちづくりを目指します。

〔分野別のまちづくりの方針〕

1 土地利用の方針

● 復興事業により整備された良好な住宅地の維持・保全

- ・ 織笠駅周辺については、「住商複合地」として位置付け、地域の日常生活を支える業務、サービス施設などを配置し、地域住民の生活利便性の向上を図ります。
- ・ 住商複合地の周辺に整備された高台住宅地については、良好な住環境を維持・保全します。
- ・ 織笠川左岸で嵩上げた区域にも「一般住宅地」を配置し、生業再生に配慮しつつ、低層住宅地として良好な住環境を維持・保全します。

● 防集移転元地における産業地の立地・誘導

- ・ 防災集団移転促進事業により町有地となった防集移転元地の利活用を進めます。
- ・ 国道 45 号沿道の災害危険区域については「産業地」として位置付け、幹線道路沿道という立地特性を活かし沿道立地型の商業施設、流通施設、工業施設、倉庫などを誘導します。
- ・ 織笠地区震災復興土地区画整理事業で整備された跡浜地区については、織笠漁港、国道 45 号等の地区特性を活かした水産関連施設、沿道型商業・サービス施設等の集積を図ります。
- ・ 織笠川沿いの低地部、細浦の低地部については、一部に事業所や倉庫を含む形で大規模な未利用地が残ることになるため、今後の土地利用のあり方について多角的に検討を進めていきます。



写真 織笠第 1 団地



写真 区画整理された跡浜地区

● 優良な農用地の保全

- ・ 織笠川沿いの一団となった農地については、継続的な維持・保全を図ります。

2 交通体系の方針

● 公共交通の利用促進方策の検討

- ・ 織笠駅については、周辺環境の整備による住民の利便性の向上と三陸鉄道リアス線の利用促進方策を検討します。
- ・ 地域住民の生活の足となる公共交通については、災害公営住宅等の分散した施設を結ぶ循環バス及び多様な交通資源の活用による交通空白地の解消を検討します。



写真 織笠駅

3 都市施設の方針

● 地域コミュニティ施設の整備

- ・ 山田中学校、山田高等学校は、地域のコミュニティ形成の中心施設、災害時の主要な避難施設として位置付け、今後も現在の場所で施設を維持します。なお、織笠コミュニティセンターについては、防災センターとしての機能を確保します。
- ・ 織笠駅周辺では、地域の利便性を高めるため、コミュニティセンター、消防団屯所、郵便局、公園などを一体的に配置します。

● 親しみのある公園づくりの推進

- ・ 地域の公園については、地域の安らぎと憩いの場となるよう親しみのある公園づくりに努めます。

4 都市防災の方針

● 避難所の維持と避難路の確保

- ・ 現在、指定避難所となっている山田高等学校、旧織笠小学校、織笠コミュニティセンターの防災機能を維持するとともに、低地部から避難場所までの安全な避難路の確保に努めます。

● 建築物の耐震化・不燃化の促進

- ・ 安全な避難を支えるため、避難地や避難路周辺の建築物の耐震化・不燃化を促進することにより、倒壊リスク及び延焼拡大リスクの増大を未然に防止するように努めます。

● 河川の適正な維持管理

- ・ 織笠川については、適正な維持管理について県に働きかけます。

5 都市景観・自然環境の方針

● 山田湾及び周囲の山々を見渡す眺望の確保

- ・ 三陸復興国立公園に指定されている山田湾の水辺景観や、これらを取り囲む周囲の山々を眺望する景観スポットの発掘を検討します。

● 展望広場の利活用

- ・ 山田湾の眺望を確保するため、織笠防潮堤と国道 45 号との交差点付近に整備された展望広場の利活用を図ります。

6 産業振興の方針

● 防集移転元地の利活用

- ・織笠川左岸の低地部では、広い用地を必要とする工場施設などの産業地としての利活用を促進します。



写真 織笠川左岸に立地した工場



写真 織笠地域の鳥瞰



凡 例		
土地利用	交通	防潮堤
中心商業・業務地	三陸沿岸道路	防潮堤（土堤）
地域商業地	主要幹線道路	防潮堤（壁）
産業地	幹線道路	
水産関連施設用地	補助幹線道路	
漁業施設用地	その他主要道路	
住商複合地	鉄道（リアス線）	主要な動線
住宅地		都市計画区域
田園・集落地		
公共公益施設用地		
公園・緑地		

図 織笠地域のまちづくり方針図

④ 船越地域

〔地域の課題〕

- **高台住宅団地の住環境の維持・保全**
 - ・ 船越地域の高台住宅地は、既存集落に近接した浦の浜・田の浜線沿道に分散して配置されていることから、空き家や空き地とならないように継続的な住宅団地の維持・保全が必要となります。
- **防集移転元地（町有地）の早期の利活用**
 - ・ 町有地となった防集移転元地の利活用の促進が求められています。
- **観光・交流施設の再生**
 - ・ 浦の浜海水浴場、船越公園や船越家族旅行村など地域内に点在する観光・交流施設の利活用の促進が求められています。

〔地域が目指す将来像〕

『豊かな自然の中で
“癒やし”と“アクティビティ”を体験するまちづくり』

船越地域は、海と山に囲まれた豊かな自然を有しており、船越公園やキャンプ場などで“癒やし”を感じる空間が整備されています。また、豊かな自然は同時に、浦の浜海水浴場や荒神海水浴場などで行われるマリンスポーツなどの“アクティビティ”を実際に体験する場ともなり、多くの来街者が訪れ、楽しめるまちづくりを目指します。

〔分野別のまちづくりの方針〕

1 土地利用の方針

- **国道沿道に地域生活拠点形成**
 - ・ 岩手船越駅周辺の国道 45 号沿道については、「住商複合地」として位置付け、地域の日常生活を支える商業・業務、サービス施設などを配置し、地域住民の生活利便性の向上を図ります。
- **復興事業により整備された良好な住宅地の維持・保全**
 - ・ 被災を免れた既存の住宅地を含め、浸水危険性のない区域に「一般住宅地」を配置し、生業再生に配慮しつつ、住環境の形成・保全を重視した低層住宅地を配置します。
 - ・ 国道 45 号西側に第 1 団地、船越半島側の高台道路に沿って住宅団地（第 2、5、6、7、8 団地）を配置し、良好な住環境の維持・管理を図ります。
- **防集移転元地における産業地の立地・誘導**
 - ・ 防災集団移転促進事業により町有地となった防集移転元地の利活用を検討します。
 - ・ 田の浜低地部については「産業地」として位置付け、防集移転元地を活用した水産業や産業系施設の立地を検討します。
- **海岸周辺における観光拠点の形成**
 - ・ 浦の浜周辺では、船越公園、海水浴場等を活用し、魅力的な観光レクリエーション拠点の形成を図ります。



写真 船越第 1 団地

2 交通体系の方針

● 集落の孤立を防ぐ道路網の構築

- ・国道 45 号については現況ルートを維持し、国道 45 号から分岐する町道長林・大浦線と浦の浜・田の浜線は、船越半島側の幹線道路として位置付け、平時における地域住民の生活及び被災時における緊急車両の交通を確保します。
- ・国道 45 号や既存の市街地と船越漁港をつなぐ補助幹線道路のほか、漁港周辺から国道や幹線道路に向かう区画道路を配置し、災害時における避難路の確保を図ります。

● 公共交通の利用促進方策の検討

- ・岩手船越駅は、周辺環境の整備による住民の利便性の向上と三陸鉄道リアス線の利用促進方策を検討します。
- ・地域住民の生活の足となる公共交通については、多様な交通資源の確保による交通空白地の解消及び持続可能な路線バスネットワークの見直しを検討します。

3 都市施設の方針

● 地域コミュニティ施設の整備

- ・船越小学校、田の浜コミュニティセンター、船越防災センターについては、地域のコミュニティ形成の中心施設、災害時の主要な避難施設として位置付けます。

● 親しみのある公園づくりの推進

- ・船越公園は町を代表する公園であり、子どもから高齢者まですべての人が利用できるよう充実に努め、町民の健康増進や憩いの遊び場として活用します。
- ・地域の公園については、地域の安らぎと憩いの場となるよう親しみのある公園づくりに努めます。



写真 船越公園

4 都市防災の方針

● 避難所の維持と避難路の確保

- ・現在、指定避難所となっている船越防災センター、船越小学校、田の浜コミュニティセンターなどの防災機能を維持するとともに、低地部から避難場所までの安全な避難路の確保に努めます。

● 建築物の耐震化・不燃化の促進

- ・安全な避難を支えるため、避難地や避難路周辺の建築物の耐震化・不燃化を促進することにより、倒壊リスク及び延焼拡大リスクの増大を未然に防止するように努めます。

● 防災緑地の改良整備

- ・準用河川女川や防災緑地公園の改良整備などにより、津波に対する防御機能の強化と併せて、土石流対策や排水機能の強化を図ります。



写真 船越小学校

5 都市景観・自然環境の方針

● 親水空間の形成

- ・ 船越半島からの海山の眺望景観や浦の浜の潤いのある親水空間の形成を図ります。

● 山田湾・船越湾及び周囲の山々を見渡す眺望の確保

- ・ 三陸復興国立公園に指定されている山田湾・船越湾の水辺景観や、これらを取り囲む周囲の山々を眺望する景観スポットの発掘を検討します。

6 産業振興の方針

● 防集移転元地の利活用

- ・ 田の浜地区の低地部では、広い用地を必要とする工場施設などの産業地としての利活用を検討します。



写真 船越地域の鳥瞰



凡 例		
土地利用	交通	防潮堤
中心商業・業務地	三陸沿岸道路	防潮堤（土堤）
地域商業地	主要幹線道路	防潮堤（壁）
産業地	幹線道路	
水産関連施設用地	補助幹線道路	
漁業施設用地	その他主要道路	
住商複合地	鉄道（リアス線）	主要な動線
住宅地		都市計画区域
田園・集落地		
公共公益施設用地		
公園・緑地		

図 船越地域のまちづくり方針図

4 実現化方策

〈基本的な考え方〉

都市計画マスタープランは、本町の将来都市像を明確にし、個別の都市計画を決定・変更する際の方方向性を示す指針としての役割を担うものです。本計画の実現に向けたまちづくりの推進にあたっては、個別的、具体的な事業計画を立案・具現化し、庁内及び関係機関と連携して、事業等の推進を図ります。

〈実現への取り組み〉

① 多様な主体と「協働によるまちづくり」の推進

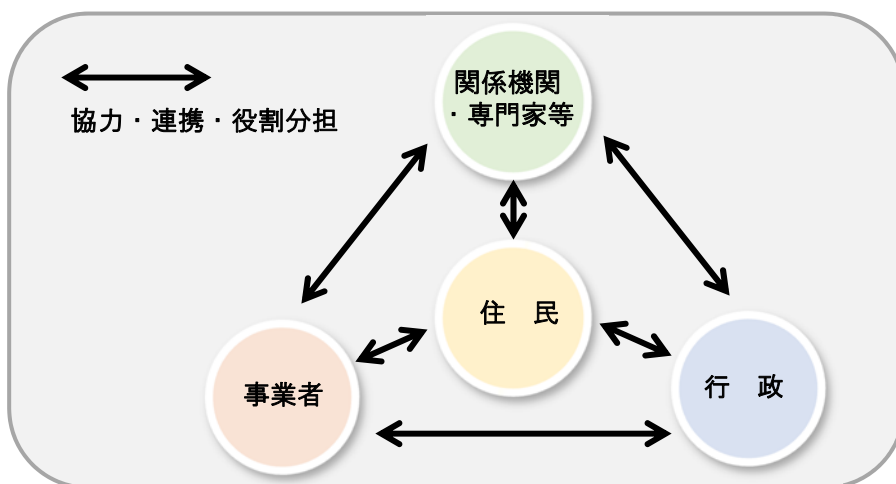
〔「協働によるまちづくり」の推進に向けた役割〕

「協働のまちづくり」の推進に向けた役割は、住民や事業者、関係団体等と行政がそれぞれの役割を分担し、相互に協力・連携していくことを目的とし、次のとおりとします。

また、住民や事業者、関係団体等は、「協働のまちづくり」におけるそれぞれの役割を認識し、行動することが期待されます。

住民の役割	・まちづくりの担い手としての役割が期待されます。また、自分たちでまちを良くするために考え、実践することが期待されます。
事業者の役割	・地域の産業や経済の発展に貢献することが期待されます。また、地域社会を構成する一員として、人材や設備、資金等の活用による地域活動への支援が期待されます。
関係団体・専門家等の役割	・まちづくり活動への積極的な参加・協力が期待されます。また、専門的知識を活かした地域への貢献が期待されます。
行政の役割	・情報提供や住民参画の機会の提供のほか、住民主体のまちづくり活動の支援等を推進します。また、各種計画や事業の決定・変更、推進・調整を図ります。

■協働のまちづくりの推進に向けた役割



このような役割分担のもと、多様な主体と行政が協力・連携し、地域のまちづくりを展開することを目的として、仕組みづくりを進めます。

〔協働のための環境づくり〕

【情報共有】

地域に関わる主体が、お互いの理解と尊重のもと、協働でまちづくりを進めていくためには、まちづくりに関する様々な情報を共有することが重要です。このため、各主体が取り組むまちづくりに関する情報などが、効果的かつ効率的に届けられるよう、広報紙やリーフレット、ホームページなど様々な媒体により、行政からの積極的な情報提供や情報公開を進めます。

【参画】

地域が主体的にまちづくりに取り組むには、地域に関わる各主体のまちづくりに対する意識の醸成と人材育成が必要です。このため、まちづくりに関するセミナーなどを通じて意識の醸成を図り、まちづくりへの参画意識を高め、地域においてまちづくりをリードできる人材の育成に努めます。

また、地域のまちづくりを充実させるためには、多様な主体の参画により進められることが重要です。このため、出前講座やワークショップ、アンケートなどの様々な機会を設けるとともに、まちづくりへの関心を高め、より参画しやすい環境づくりや ICT を活用した地域情報発信に関する支援を進めます。

【協働】

地域の特性を活かしたまちづくりを円滑に進めるためには、地域の実情を熟知する多様な主体で構成されるまちづくり活動団体が中心となって取り組むことが重要です。このため、自治組織、自治会、まちづくり協議会などによる地域課題の解決に向けた自主的な取り組みを支援するとともに、土地利用のルールづくりなどの活動に対して、相談や専門家の派遣などの技術的な支援を行います。

同時に、地域の課題解決や魅力の向上など、まちづくり活動団体が目指すまちづくりを実現するためには、法や条例などに基づくまちづくり制度を活用した取り組みが有効です。そこでまちづくり制度の活用を積極的に促しながら、まちづくり活動団体との協働のまちづくりを進めます。

■主なまちづくり制度

・都市計画提案制度

都市計画の決定や変更の案を土地所有者などが町や県に提案できる制度

・地区計画

地区の特性に応じた土地利用のルール案を土地所有者などが町に申出できる制度

・建築協定、景観形成協定、緑地協定

土地所有者などの合意形成に基づき、土地利用のルールを定める制度

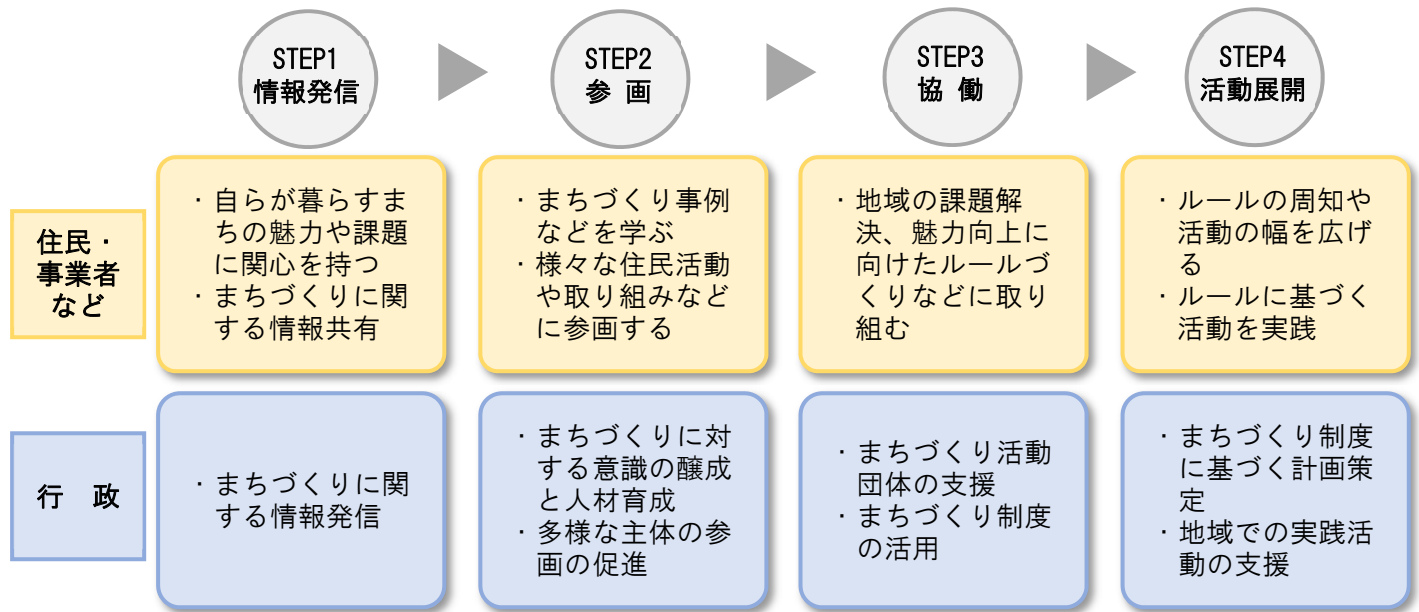
・まちづくり協定

地区計画などのルールを補完することを目的に、地区住民等が地区のまちなみや住環境の保全・向上のために守るべき事項を定め、自ら運営する制度

・都市利便増進協定

まちの賑わいや交流の創出に寄与する施設を、地域住民やまちづくり団体の発意に基づき、施設等を利用したイベント等も実施しながら一体的に整備していくための協定制度

■協働によるまちづくりのフロー



〔近隣市町村との広域的な連携〕

県沿岸部に位置する本町は、古くから三陸地域として生活圏を形成しており、さらに三陸沿岸道路が整備されたことにより、本町のまちづくりには広域的な視点が必要となります。

まちづくりを行うにあたっては、道路・交通・防災対策といった広域的な課題の対応など、一つの自治体では対応が難しい課題があります。また、将来的に見込まれている人口減少や少子高齢化の進行、財政的な制約の中で生じる様々な課題に対応し、住民ニーズに応えたまちづくりを進めるためには、地域資源などを有効に活用し、効果的に施策の実施を図ることが重要となります。

そこで、近隣市町村などと役割・機能分担や公共施設の圏域を調整して相互利用を図るなど、広域的な連携・協力体制を必要に応じて強化するとともに、調整にあたっては国や県に支援・協力を要請しながら、密接に連携してまちづくりを進めます。

② まちづくりと都市・地域経営の一体的な推進

山田町らしい個性と愛着を感じられるまちづくりと、効率的かつ効果的な都市・地域経営とを一体的に推進することにより持続可能で質の高い都市を形成します。

〔コンパクトで持続可能なまちづくりの推進〕

本計画で位置付けた複数の拠点に、都市機能の集積を図るとともに、これらの拠点を公共交通や道路網など多様な交通ネットワークでつなぎ、環境への負荷が小さく利便性の高い持続可能なまちづくりを進めるため、立地適正化計画の策定を検討します。

山田町の特徴を活かしたコンパクトで持続可能なまちづくりを進めることにより、人・物・情報の交流を活性化させ、まちの魅力や価値を高め、住んでよし、訪れてよしのまちづくりを推進します。

〔民間活力の導入〕

公共施設などの整備や管理運営にあたっては、限られた予算内においても、効率的で質の高い公共サービスの提供が求められています。そのためPFI方式などによる民間の資金やノウハウを有効に活用することにより、財政負担の軽減や事業の効率化、サービスの向上などの効果が期待できる施設は、民間活力の導入を積極的に検討します。

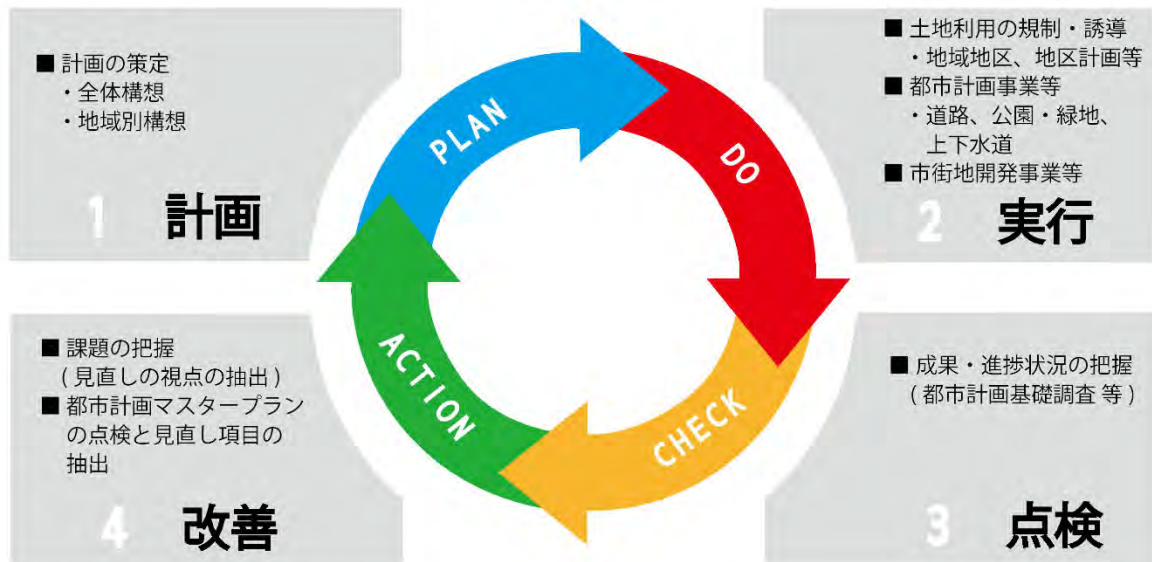
〔公共施設マネジメントとの連携〕

公共施設の統廃合を検討する際には、都市機能を集積する拠点に施設を移すなど、行政改革や都市・地域経営の視点から行われる公共施設の再編をまちづくりと一体のものとして捉え、連携を図ります。

インフラ施設については、住民の日常生活や経済活動における重要なライフラインであるとともに、災害時などでは、救援や災害復旧における重要な基盤施設であることから、既存ストックの状況を踏まえ、中長期的な見通しに基づき整備と改修・更新を行うなど、効率的な投資を行うことを基本方針とします。

③ 柔軟な都市計画マスタープランの見直し

本計画の目標年次はおおむね 20 年後としていますが、町が目指す将来像に変化が生じた場合や、社会情勢等の変化により施策・事業の見直しが必要となる場合には、適宜計画内容の見直しを行うこととします。



〔中間年次における計画見直しの検討〕

計画策定後おおむね 10 年が経過した段階で、計画に掲げた各種施策や事業の進捗状況を評価・検証するとともに、社会情勢の変化や住民意向の変化を勘案し、必要に応じて計画内容を見直すこととします。

〔上位計画に基づく計画見直しの検討〕

「第 9 次山田町総合計画」の計画期間は 2025 年度（令和 7 年度）までであり、2026 年度（令和 8 年度）からは新たな総合計画において目指すまちの姿やまちづくりの目標が示されることとなります。

この新たな総合計画で掲げられる内容と本計画との間に大きな乖離が生じる場合は、必要に応じて計画内容を見直すこととします。ただし、目指す方向性に大きな乖離がない場合は、中間年次における計画見直しのタイミングで総合計画の内容の反映についても検討することとします。

〔その他不定期の計画見直しの検討〕

三陸沿岸道路の整備等により、物流や交流機能等が大きく変化して、本計画で想定した都市構造と大きな乖離が生じる場合など、長期的な土地利用や都市施設に係る方針を見直す必要がある場合は、必要に応じて計画内容を見直すこととします。

また、都市計画法等の改正により、都市計画の制度や都市計画マスタープランの構成・内容等について見直しが必要とされる場合は、適宜計画内容を見直すこととします。

策定 2021 年（令和 3 年）3 月
発行 岩手県山田町
編集 山田町都市計画課
TEL 0193-82-3111 FAX 0193-82-4989
ホームページアドレス
<https://www.town.yamada.iwate.jp/>

